

改 正 案	現 行
Ⅲ－１－６ 無登録業者への対応 (1) (略) (2) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。 ① (略) ② 無登録で電子決済手段等取引業を行っているおそれが認められた場合 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、無登録業者等への直接確認（電話やメール等の確認等、問合せの方法は問わない）等により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で電子決済手段等取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式４により文書による照会を行い、次により対応する。 イ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに電子決済手段等取引業務の停止及び電子決済手段等取引業者の登録を求める。 ロ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、かかる行為を直ちに止めよう別紙様式５により文書による警告を行う。 なお、無登録業者等への直接確認等や別紙様式４による文書の発出を行うまでもなく、無登録で電子決済手段等取引業を行っていることが判明している場合にあつては、直ちに別紙様式５により文書による警告を行うこと	Ⅲ－１－６ 無登録業者への対応 (1) (略) (2) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。 ① (略) ② 無登録で電子決済手段等取引業を行っているおそれが認められた場合 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、無登録業者等への直接確認（電話やメール等の確認等、問合せの方法は問わない）等により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で電子決済手段等取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式４により文書による照会を行い、次により対応する。 イ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに電子決済手段等取引業務の停止及び電子決済手段等取引業者の登録を求める。 ロ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、かかる行為を直ちに止めよう別紙様式５により文書による警告を行う。 なお、無登録業者等への直接確認等や別紙様式４による文書の発出を行うまでもなく、無登録で電子決済手段等取引業を行っていることが判明している場合にあつては、直ちに別紙様式５により文書による警告を行うこと

事務ガイドライン（案）（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
とする。 <u>（注1）無登録業者等が、一見してそれ自体では電子決済手段等取引業に該当しないかのような広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS等において電子決済手段等取引業に該当する行為を行う場合には、これらの一連の行為は、無登録で行う電子決済手段等取引業に該当し得ることに留意する。</u> （注2）別紙様式5による警告や別紙様式4による照会を行う場合において、利用者保護上必要と認められるときは、捜査当局、関係省庁等に連絡するものとする。 ③・④ （略）	とする。 （注）別紙様式5による警告や別紙様式4による照会を行う場合において、利用者保護上必要と認められるときは、捜査当局、関係省庁等に連絡するものとする。 ③・④ （略）